

「我が国の人道支援方針(案)」の骨子(案)

1. はじめに

人道支援とは、紛争や自然災害等の脅威にさらされている最も脆弱な立場にある人々の生命、尊厳、安全を確保することを目的とした概念及び取組。また、「人間の安全保障」とは、人間一人ひとりに着目し、生存、生活、尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、それぞれの持つ豊かな可能性を実現するために、保護と能力強化を通じて持続可能な個人の自立と社会づくりを促す概念である。したがって、人道支援は人間の安全保障を確保するための具体的取組の一つ。

我が国は、これまで人道支援に尽力してきたが、その取組を今後一層強化する。人道支援の実施に際しては、公平性・中立性といった人道支援の諸原則を尊重することに加え、「人間の安全保障」の考え方を重視する。「人間の安全保障」を効果的に実現するには、適切な人道支援の実施のみならず、早めの対応による予防的措置も極めて重要。我が国はその豊富な知見・技術を生かした防災分野での貢献や、保健・衛生分野、食糧分野等において、事前の対応に関連する取組を今後とも積極的に推進していく。

効果的な人道支援の実施には、多様なアクターとの連携・協力が不可欠であり、そのためにも、我が国は、人道支援の透明性や予見可能性をできる限り高めるよう努力する。災害などの緊急対応時には、可能な限り迅速かつ柔軟な拠出を行う。加えて、我が国が直接的・物的支援を迅速に行うための資金・人的両面での適切な体制を確保する。

人道支援を継続的かつ着実に実施するには、国民の理解と協力を得ることが大前提。我が国は、積極的な情報公開・情報の提供を通じて、国民への説明責任を果たすと共に、モニタリングや評価の実施を行う。また、その経験や教訓を、今後の支援実施や政策面に適切に生かすことにより、透明性をより一層高めるよう努力する。

このような取組を一体として行い、国民各層の人道支援への更なる理解・支持と協力につなげ、世界各地で様々な脅威に直面している一人一人の困難の軽減を図る。

2. 人道支援を巡る現状

人道支援は、緊急事態への対応だけでなく、災害予防・救援、復旧・復興支援等も含むもの。近年、人道危機は多様性を増しており、我が国は、その変化を十分踏まえて人道支援を実施していく必要がある。

第一は、人道危機の長期化と複雑化である。近年は「長期化した人道危機」、「忘れられた人道危機」といわれる状況が世界中で存在し、その要因も民族対立、政治的対立、資源を巡る争い、自然災害等の要因が複雑に絡み合っているケースが少なくない。

第二は、自然災害の頻発化及び大規模化である。急速な都市化は、自然災害への脆弱性を高め、人的被害や経済的被害の増大を招いており、それにより経済・社会分野での発展が阻害され、政治的な不安定を招く負のサイクルも見られる。

第三は、紛争の形態及び紛争当事者の多様化により、人道支援要員を含む文民の安全確保が重要な課題となっている。人道支援が復興支援や国際平和維持活動等と同時並行的に行われる機会も増加しており、そのような活動において軍が重要な役割を担うケースが増えている。人道支援における軍の役割や民軍連携のあり方も重要な課題となっている。

3. 人道支援の基本原則

人道支援の基本原則は「人道原則」、「公平原則」、「中立原則」、「独立原則」。我が国は、これら基本原則等を尊重しつつ人道支援を実施する。また、ジュネーヴ諸条約等の国際人道法、難民関連条約、GHD (Good Humanitarian Donorship) 諸原則、オスロ・ガイドラインなどを遵守する。

4. 現状への具体的な対応

(1) 人道危機の長期化・複雑化への対応

(イ) 難民及び国内避難民 (IDP) をめぐる環境の変化と受入国への支援の必要性

難民及びIDPは我が国の人道支援の重要な対象。特に、人道危機の長期化と複雑化により「長期化した難民問題」とIDPの増加に対応する支援は急務。難民支援では、緊急生活支援とともに、恒久的解決(本国への自発的帰還、現地定住、第三国定住)に向けた支援を行うことが重要。また、難民とホストコミュニティとの摩擦を最少限とするため、受入国及びコミュニティにも裨益するよう配慮が必要。

(ロ) 緊急支援から、復旧・復興・開発への切れ目のない支援

自然災害や紛争等の脅威への対応において、発生直後の緊急支援、早期の復興に向けた支援、さらに中長期的な社会の発展に向けた開発支援に至る切れ目のない支援を行うことが極めて重要。そのため、災害発生直後より復旧・復興に向けた調査や準備を行う。

(2) 自然災害への対応

我が国は、自らの災害経験から得た防災に係わる豊富な知見・技術等を活かし、UNISDRと協力しつつ、「兵庫行動枠組」の実施を推進する。また、「防災協力イニシアティブ」に基づき、自然災害被害を軽減するため、包括的かつ一貫性のある協力を行う。なお、JICA兵庫センターをより一層活用し、防災分野の人材育成を図る。

(3) 文民の保護(人道支援要員の安全確保)と国際人道法の遵守

人道スペースの確保は人道支援実施の不可欠の前提。全ての当事者に国際人道法の遵守を働きかける。また、人道支援要員の安全確保・危機管理に関する能力強化が重要であることから、UNHCR eセンターによる要員の安全確保のための訓練を引き続き支援する。紛争下の文民の保護については、ジュネーヴ諸条約等を遵守するとともに、ICRCの国際人道法の普及活動を支持・支援する。

近年では、大規模な災害時等において、自己完結して活動でき、機動力に富む組織としての軍や自衛隊による人道支援が必要となる事態が増加。我が国は、最も効果的・効率的に人道支援を実施するため、現場のニーズや被災国の要請のみならず、人道支援要員の安全確保への影響や費用対効果などを考慮しつつ、オスロ・ガイドラインの規定を尊重し、国内法の規定に従って、自衛隊の人道支援への関与のあり方を決定する。

5. 効率性の重視

(1) 迅速性と効率性の追求

我が国は、現場のニーズや現地政府からの要請、国連アピール等を勘案しつつ、最終的には自らの判断に基づいて、支援の内容を決定。迅速性及び効率性を最も重視し、人的、物的、資金的な支援を選択、組み合わせる。また、OCHAによる活動調整の枠組みを重視し、その調整能力の向上を支援。さらに、ニーズに応じた迅速な拠出を最重要視しており、可能な限り迅速かつ柔軟な拠出を行うとともに、CERFが果たしている役割を評価。

(2) 関係機関、NGO等との連携

我が国は、国内外の多様な関係者とネットワークを構築し、正確なニーズの把握、効率的な連携を目指す。新興ドナーへの人道支援への参加働きかけや対話を行う。また、我が国は、人道支援の分野でも国際機関経由の援助と二国間援助の連携（マルチ・バイ連携）を推進する。なお、大規模な災害時等においては、自己完結して活動でき、機動力に富む組織による人道支援が必要となることがあるため、迅速かつ効果的な支援を実施するために、民軍連携・協調のための国内外での政策対話や協議を進める。

(3) アカウンタビリティの重要性

モニタリング及び評価は重要であり、情報公開を通じて説明責任を果たしつつ、支援の透明性を高め、国民の理解と参加を促進する。他方、人道支援については、政情・治安の問題により、モニタリング及び評価に一定の制約が課されることもあるため、国際機関等と最大限協力しつつ、過去の評価から得られた教訓について検証し、新規事業や政策へのフィードバックに努める。(了)